

## グアテマラ内政・外交(2008年5月)

平成20年6月  
在グアテマラ日本国大使館

### 1. 概要

(1) 長年の懸案事項である治安問題に加えて、原油および食糧の国際相場高騰が国民生活を益々圧迫するなど、経済問題への対処もコロン政権の頭を悩ませている。政府は、パン、食用油、鶏肉等、一物品目について生産団体との間で上限価格設定の合意を取り付けるなどして、緊急対応策を発表すると共に、燃料の中長期的な安定・安価供給を念頭に、ベネズエラとのペトロカリブ協定加盟交渉に精を出すなど、懸命な取り組み姿勢をアピールした。他方、与党国民希望党内では、党執行部再編人事が行われた結果、サンドラ大統領夫人の実姉が党の No.3である総務部長に就任する見込みとなるなど、党運営において「身内色」を強めつつある中、党国会対策委員長と国会大蔵委員長(与党議員)との対立が激化し、党内議員間の不和も取り沙汰され、党運営・議会運営の行方を不安視する見方も出ている。

(2) 外交面では、コロン大統領がペルー(EU・ラテンアメリカ首脳会議)、ホンジュラス(気候変動に関する中米・カリブ首脳会合)、エルサルバドル(SICA・ブラジル首脳会合)を訪問した。EU・ラテンアメリカ首脳会議では、コロン大統領は持続的開発分科会の議長を務め、環境・気候変動問題への取り組みがグアテマラ政府の主要外交政策のひとつであることを強調した。その他、エスパーダ副大統領が台湾を訪問し新総統就任式に出席した(帰途に韓国も訪問)。

### 2. 内政

#### (1) 社会環境閣議の発足

22日、環境保護と社会経済の持続的発展を目的とする社会環境担当閣僚会議が発足。同閣議は、副大統領主宰のもと、大蔵大臣、厚生大臣、農牧食糧大臣、環境天然資源大臣等9人の関係閣僚に加え、大統領府行政調整庁(SECP)長官や大統領府企画庁(SEGEPLAN)長官等を含む合計18人で構成される。これに関連し、当初、同閣議の設立根拠となる政令が大統領夫人の参加を可能とするとしていたことに対し、各方面から批判が噴出し、28日、同政令は修正され、同夫人の閣議参加は見送られることとなった。

#### (2) 治安関係

##### (1) 国家治安計画の発表

7日、ゴメス内務大臣は、当地外交団を大統領官邸に招き、治安状況改善のための政府の取り組み方針につき説明。同方針は、(i)主要市における取締強化や警察官のバスへの同乗警備の他、麻薬乱用防止の犯罪予防キャンペーン等を通じた「犯罪の低減」、(ii)国家文民警察本部の

人員増強等による「組織の統制」、(iii)警察学校の増設による警察官養成システムの拡充やパトカーへのGPS導入等による「警察の専門化及び近代化」、(iv)警官への超過勤務手当の新設や専門的職域の警官に対する手当の増額等を通じた「警察官の待遇改善」の4つの柱からなる。

#### (ロ)不良警察官の大量解雇

15日、国家文民警察(PNC)は、汚職行為、勤務中の飲酒、無断欠勤等を理由に不良警官63名を解雇処分とした旨を発表した。解雇された警察官の階級は警視1名、警部1名、警部補1名、巡査44名。1月15日の新政権が発足以来、政府は累次にわたり不良警官の排除を行ってきており、今回の解雇によって合計467名が解雇されたこととなる。メドサPNC長官は、解雇を含めた更なる大量処分の可能性を示唆している。なお、現在、当国警察は約18,000人を有する。

### (3)国会関係

#### (イ)修正恩赦法案が期限切れにより廃案

死刑囚に適用する恩赦の発令権限を大統領に再度付与する修正恩赦法案については、2月に国会で可決されたが、3月、発効に必要となる大統領署名に際し、コロン大統領が死刑復活は世界的な死刑廃止の傾向に逆行する等としてこれを拒否したため、国会の内務委員会でその後の扱い(本会議で再投票に付し大統領署名なしでの発効を目指すか、又はその前に憲法裁に同法案の合憲性の判断を仰ぐかを審議)が注目されていたが、同委員会での審議は決着を見ず、6日、同法案が4月28日に期限切れにより廃案となったことが明らかになった。これにより恩赦の発令に関する法的空白の状態は今後も継続することとなった。

#### (ロ)前半国会の終了

15日、国会は2008年通常会期の前半を終え閉会した。後半国会は8月1日に開会する。なお、閉会中も委員会活動は継続され、臨時国会については常任委員会の招集により開会可能となる。

### (4)与党内の動き

#### (イ)党国会対策委員長および国会大蔵委員長の党懲罰委員会への召還

21日、与党国民希望党(UNE)執行部は、タラセナ同党国会対策委員長およびバルディソン国会大蔵委員長の2名の党所属議員を、党の内規(党内の調和)に反したとして懲罰委員会へ召喚することを決定した。タラセナ党国会対策委員長は、国会議長を務めるメイエル議員(UNE)や、一大派閥(17名)を率いるバルディソン議員等との間で確執が表面化しており、他方、バルディソン議員については、離党および新党結成の機会を窺っているとの噂が絶えず、党内では政府との連携による議会運営の行く先を不安視する声が強まっていた。

#### (ロ)党執行部の再編

21日、UNEは、党幹事長としてアルファロ地方振興庁(INFOM)総裁を、また、党総務部長としてグロリア・トーレス女史(サンドラ大統領夫人の姉)を選任する方針を明らかにした。2人は6月の党大会での承認を経て正式に就任する。党の実質的 No.3の総務部長として、党執行部と地方支部の総合的な調整役を担うこととなったトーレス女史は、先の大統領選挙戦において地方での票固めに活躍した実績が認められ、2月にコロン大統領により、政府と地方自治体の間の取り次ぎ役を務めるよう命じられた人物でもある。

## (5) 経済関係

### (イ) 物価高騰への緊急対応策の発表

11日、コロン大統領は、4月に発表した「経済的・社会的緊急事態に対処するための連帯プログラム」の強化策として新たな施策を発表。(i) 基礎的生活物資のインフレ対策を目的とした生産セクターとの上限価格の合意、(ii) 技術支援や農業投入財(機具、種、肥料等)の支給等を通じた農業生産の振興と生産コストの削減、(iii) 財政赤字削減や金融の引き締めを始めとするマクロ経済の安定と投資の促進等を進めるとした。14日には、政府と生産業者との間で、パン、食用油、鶏肉の上限価格が合意に至った旨明らかにされた。もともと、設定価格の法的拘束力や監督方法には疑問の声も上がった。

### (ロ) ベネズエラからの石油購入

原油の国際相場が高騰する中、政府は、ペトロカリブ協定加盟を通じてベネズエラから石油を好条件で購入すること念頭に、本年1月以降、同国政府と加盟交渉を続けている。30・31日には、ロダス外相とメアニー・エネルギー鉱山相が、ベネズエラを訪問し、マドゥーロ同国外相の他、ベネズエラ石油公社(PDVSA)関係者との間で、石油の輸入量・価格等について協議を行ったが、会合後、帰国したメアニー大臣は、今回については交渉妥結に向けた大きな進展はなかった旨明らかにした。

### (ハ) エネルギー源の脱石油化に関する中長期計画の発表

当国におけるエネルギー源の構成比は重油:46.06%、水力:37.62%、石炭:13.18%、地熱:2.94%、軽油:0.2%で、石油を用いる火力発電の占める割合が高いが、25日、コロン大統領は、電力価格の低下及び長期的安定化を目的に、総額1,835百万米ドルの民間投資を通じた石炭火力発電所(3ヶ所)と水力発電所(5ヶ所)を建設することで、高騰を続ける石油による火力発電への依存度を軽減させる方針を発表。2014年までにエネルギー源構成比を重油:4.31%、水力:47.49%、石炭:46.06%、地熱:2.14%とすると述べた。

## (6) 運送業者によるスト、非常事態予備態勢宣言の発出

グアテマラ市の設ける大型車両乗り入れ規制(重量と時間制限)の見直し等を求め、5日から全国各地の幹線道路で一部の運送業者の主導によるストライキが開始された。7日には、各地の

ガソリンスタンドが燃料の供給停止のため休業を余儀なくされた他、輸送をコンテナに依存する生鮮野菜・果実等の輸出業者にも大きな損害が生じるなど、社会・経済的な影響が拡大。同日夜、コロン大統領が、国内の物流を回復させ、食糧と燃料の供給を保証する目的で非常事態予備態勢を宣言し、集会やデモの制限、武器携帯の制限等を通じ、事態の收拾を図った結果、8 日午後には燃料の供給不足も解消し、事態はほぼ正常化した。

### (7)ポルティージョ元大統領の不逮捕特権に関する中米司法裁判所の判断

ポルティージョ元大統領に対しては、在任時代の汚職容疑(国防省関連の公金横領、約 16 百万米ドル相当他)がかけられているが、6日、中米司法裁判所(CCJ)は、同元大統領の中米議会(PARLACEN)議員時代の不逮捕特権の有無に関し、同元大統領の訴えを一部認め、同特権の保有を否定した 2004 年のグアテマラ国内の司法判断が不当で、また、グアテマラ政府が中米議会に対して逮捕許諾請求を怠ったこと(不作為)が不当であるとの判決を下した。もっとも、今回CCJは、逮捕令状が発出されたこと自体については、加盟国(グアテマラ)司法の独立性に基づき、これを尊重するとしているため、本件司法プロセスの継続に実質的な影響は出ていない。

## 3. 外交

### (1)コロン大統領の外遊

#### (イ)ペルー訪問:EU・ラテンアメリカ・カリブ首脳会議への出席

16 日、コロン大統領は、ペルーで開催された第5回 EU・ラテンアメリカ・カリブ首脳会議に出席(サンドラ大統領夫人、ロダス外相、モラレス経済次官他が同行)。会議中、コロン大統領は、両地域間には経済的格差など差異はあるが、双方の取り組み次第でそれを乗り越えることは可能である、貧しい人たちに裨益するためにも、調和を実現する両地域間の戦略的協力関係の強化が必要である旨強調した。また、コロン大統領は、8つの分科会の1つである持続的開発分科会の議長を務め、環境、気候変動およびエネルギー問題に関する協議を主宰した他、滞在中、SICA・EU 首脳会合、モラレス・ボリビア大統領との会談を行った。

#### (ロ)ホンジュラス訪問:気候変動に関する中米・カリブ首脳会合への出席

28 日、コロン大統領は、ホンジュラスで開催された気候変動に関する中米・カリブ首脳会合に出席し(フェラテ環境大臣及びロダス外相同行)、SICA 首脳および CARICOM 諸国代表(主に環境大臣)、またオブザーバーとして参加したメキシコ大統領との間で協議を行った。同会議は、自然災害、砂漠化、エネルギー問題、水利、食糧の安全保障等との関係から、気候変動が優先度の高い地域横断的テーマである旨確認した後、各国の経済力や社会情勢に応じた気候変動対策の枠組み構築を念頭に、「サンペドロスーラ宣言」を採択した。

#### (ハ)エルサルバドル訪問:SICA・ブラジル首脳会合への出席

29 日、コロン大統領は、エルサルバドルで開催された SICA・ブラジル首脳会合に出席。SICA

各国首脳はルーラ・ブラジル大統領との間で、中米統合の進捗状況、SICA・南米南部共同市場（メルコスール）関係強化の他、治安・エネルギー・食糧安全保障・気候変動等に関する協力、貿易投資関係の促進等について意見交換を行った。今回、SICA 各国とブラジルは、SICA とメルコスールの間で、自由貿易協定を含む連携協定の締結を念頭に話し合いを進めていくことで合意した。

## **(2) エスパルダ副大統領の外遊**

### **(イ) 台湾訪問：馬英九・台湾新総統就任式への出席**

20日、エスパルダ副大統領は台湾を訪問し（イバラ外務次官他政府関係者及び複数の企業関係者が同行）、馬英九・台湾新総統就任式に出席した。滞在中、同副大統領は、蕭万長・新副総統と二国間会談を行い、政治、通商・投資及び国際協力等に関し幅広い意見交換を行った他、フォルモサ・プラスチック（FP）・グループを始め、複数の台湾企業との懇談を行った。同副大統領は、記者団に対して、FPグループとの会合では、グアテマラにおけるプラスチック生産、住宅建設、石油精製所建設の将来的可能性等について意見交換を行った旨明らかにした。

### **(ロ) 韓国訪問**

26-27日、エスパルダ副大統領は、台湾訪問の帰途、韓国を訪問（イバラ外務次官他政府関係者及び複数の企業関係者同行）。滞在中、同副大統領は、韓昇洙・国務総理との会談で二国間経済関係の強化等につき意見交換を行った他、現代自動車、Dong Myong 社（縫製業）等の韓国企業関係者と懇談し、対グアテマラ貿易・投資の拡大の可能性について意見交換を行った。

## **(3) ロダス外相の外遊**

### **(イ) ベリーズ訪問**

13日、ロダス外相はベリーズを訪問し、エリントン・ベリーズ外相と会談を行い、両国間の通商関係、インフラ整備、観光及び文化関係の活発化につき意見交換を行った。更に、両国外相は、二国間関係のみならず、カリブ共同体（CARICOM）や中米統合機構（SICA）、あるいは米州機構（OAS）を介した多国間・地域間の協力を推進していくことで意見が一致した。なお、領土問題に関する交渉の有無については今回明らかにされなかった。

### **(ロ) ニカラグア訪問：食糧安全保障に関する首脳会合への出席**

7日、ロダス外相は、ニカラグアで開催された食糧安全保障に関する首脳会合に出席し、現在深刻な問題となっている食糧価格の世界的高騰について中米・カリブ諸国及びベネズエラ、メキシコの各国政府代表と協議を行った。特に議論となった先進国による農産物に対する補助金政策について、ロダス外相は、「グアテマラは引き続き大規模な補助金政策には同意できないとの立場である」としながらも、「各国はそれぞれ検討を重ね、適切と判断する政策を採るべきである」と述べた。なお、コロン大統領は、エスパルダ副大統領（大統領不在時の大統領代行）がチリ訪問

中であつたことを理由に同会合を欠席した。

(ハ)ベネズエラ訪問：ペトロカリブ協定交渉  
上記2.(4)(ロ)のとおり。

#### (4)在米グアテマラ移民に対する世論調査

25日付当地主要紙プレンサ・リブレは、インターネットを通じて行った在米グアテマラ移民を対象とする世論調査(Vox Latina社委託、4/15～5/15に実施、約1,100人が回答)の結果を公表。在米グアテマラ移民の83%が母国に送金しており、また、これらの人々のうち74%が月1回以上送金をしていることが明らかになった。他方、回答者の63%が違法滞在であることを認め、54%が米国内で何らかの差別を受けたと回答した。右調査結果を受けインタビューに応じたロダス外相は、12日に米アイオア州で290人のグアテマラ人不法滞在者が新たに摘発されたことに言及しつつ、在米領事館による法律相談等を含む出張サービス、グアテマラ国内に残る家族とのテレビ会議システムなど支援策の拡充に努めたいと述べた。

(了)